

「道民のキャッシュカードが狙われている！」(3/5)

今月に入り、全道の複数の都市で、犯人が、

役所職員をかたって電話をかけ、
「返還金がある」などの理由で銀行口座を聞き出す

聞き出した銀行口座の金融機関職員をかたって電話をかけ
「令和になり通帳を変えなければならない。キャッシュカードの番号も変わるので
番号を教えてください。職員が伺います。」などと言って暗証番号を聞き出す

二セ職員が来訪してキャッシュカードを受けとり、口座から現金を引き出す

という手口の被害を認知しています。

この他にも、警察官をかたって、「口座が不正に使われている。」などの嘘の電話をして訪問し、隙を見て別のカードとすり替えて盗み取る手口についても依然として発生しています。

犯人は皆さんのキャッシュカードと暗証番号を狙っています。

もはや人ごとではありません。

どんな理由であっても安易に

- ・ 他人にキャッシュカードを渡さない、手を触れさせない
- ・ 他人に暗証番号を教えない、紙に書いてキャッシュカードと一緒に保管しない

ということを徹底してください。

キャッシュカードを「交換する」、「保管する」、「確認する」という電話があった場合は、すぐに電話を切り、警察に相談してください。

【金融機関の皆様へ】

あらゆる機会を通じて、「金融機関がキャッシュカードを預かることや暗証番号を聞き出すことはない。」とお客様に周知願います。

【ATMを設置している金融機関、コンビニ等の皆様へ】

帽子・サングラス・マスク等で顔を隠してATMを利用する者や連続して現金を引き出す者を見かけましたら、通報いただきますよう、ご協力をお願いします。

この情報は、できる限り多くの道民の皆様へ伝達できますよう、ご傘下の企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して情報提供をお願いします。

北海道警察本部 生活安全企画課

特殊詐欺抑止対策係011-251-0110（内線3028）